

松江市 学校施設使用の手引

松江市教育委員会

(1) 趣旨

学校教育の支障のない範囲において、地区地域、広くは市民の方々が学校施設を活用していただけのようにし、「開かれた学校づくり」や「地域に支えられる学校づくり」に資するものとする。

(2) 実施主体

学校施設開放の具体的な実施にあたっては、管理運営の責任は教育委員会が担うとともに、各学校、公民館、使用団体等が連携協力し、使用に供することができるようにしていくものとする。

(3) 使用できる活動

学校教育に支障がなく、審査し許可した場合に使用できるものとする。

※ 営利目的・特定政党支持や政治活動・宗教活動等は認められません。

1) 社会教育・スポーツなどに資するために使用

- a. 地区地域活動（地域開放）
- b. 地区地域外活動

2) その他公共のための使用

(4) 学校施設開放運営委員会の設置

学校施設の開放の円滑な運営を公民館区を基本として組織する。

学校施設開放運営委員会は、公民館長、校長、スポーツ推進委員、PTA役員、青少年・女性・老人団体役員、使用団体代表者等の委員で構成する。

学校施設開放運営委員会は、当該地区地域における学校施設の開放に関する協議を行い、開放施設の利用計画を定めるものとする。

(5) 使用できる施設

- 1) すべての各小中学校の屋内運動場（講堂及び体育館）・屋外運動場（校庭）
- 2) 特別教室等（会議室）

※ 特別教室については、各学校により開放のできる教室が対象となります。

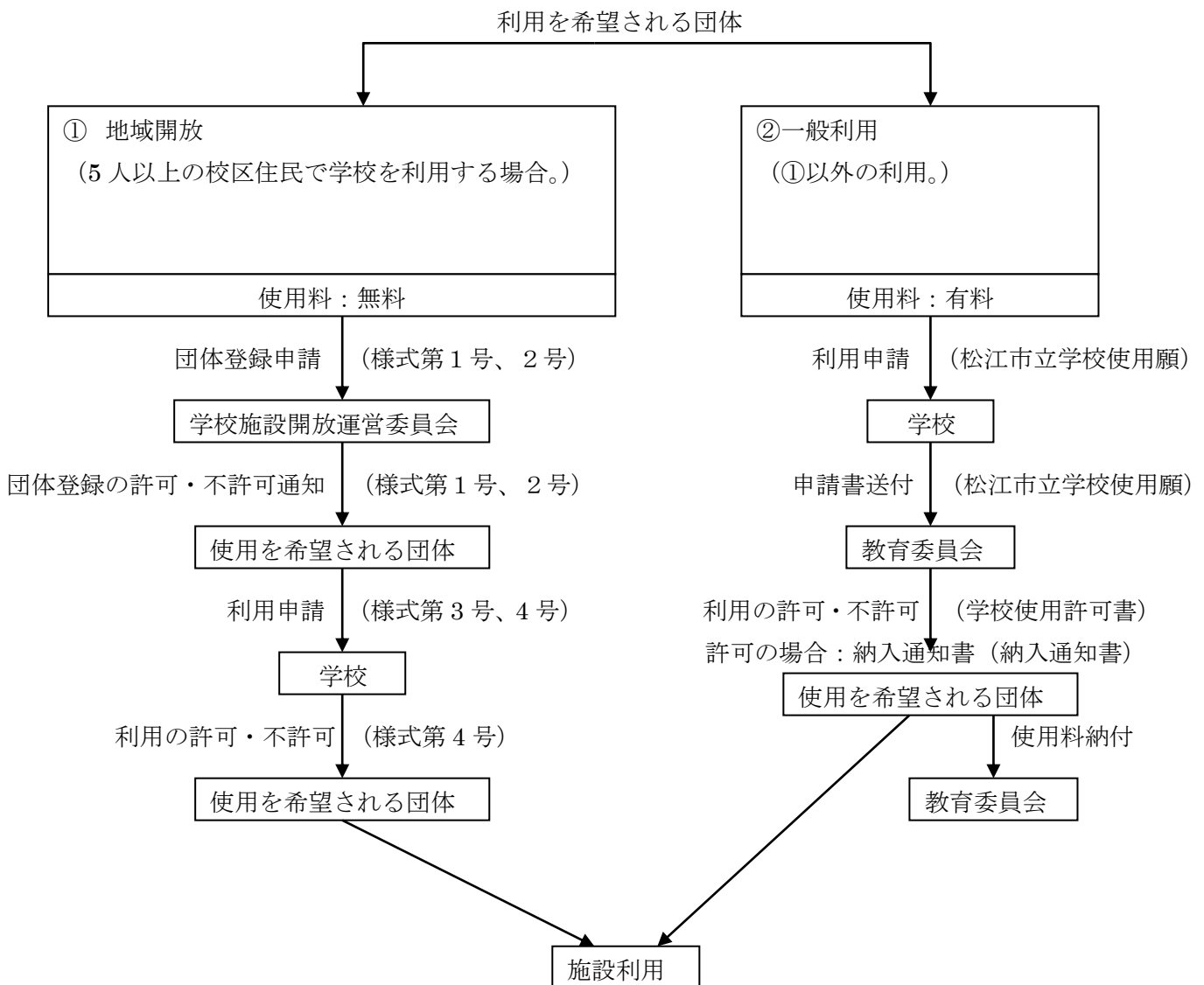
(6) 使用料

- 1) 無料・・・(3) 1) a の場合
- 2) 有料・・・上記以外の場合

講堂及び体育館	1 時間 520 円
校庭	1 時間 310 円
特別教室等（会議室）	1 時間 200 円
冷暖房及び照明使用料	1 時間 100 円（特別教室照明は除く）

※ 1 時間に満たない端数は 1 時間とみなします。

(7) 利用の流れ



- ・ 原則、市民の利用のみ対象
- ・ 営利は、不許可
- ・ 年度利用計画を優先
- ・ ①は②より優先。ただし②で既に使用の場合は調整

学校等の公共施設は、市民共有の大切な財産です。

学校施設利用の仕方を間違えると事件・事故に繋がりがねません。利用される方は、必ず以下の事項をお守りください。

- ・ 特別教室等を利用される場合、玄関の入場や施設の入室は、集合時間に統一するなどして、極力利用者一斉に入ってください。ただし、遅れて来られる人がある場合は、玄関は必ず閉めておき、携帯電話などを利用し連絡を取り、利用責任者は、その都度開けてください。（開けっ放しにしておくと不審者が入らないとは限りません）
- ・ 許可された特別教室以外は、使用をしたり、入ってはいけません。利用責任者は、利用者に対して周知徹底をはかってください。
- ・ 利用前、利用施設及び設備・備品等の点検をし、使用簿に記入してください。
- ・ 利用後、利用する前の状態に回復していること、窓の施錠、消灯スイッチ、水道栓等の点検をし、使用簿に記入してください。
- ・ 玄関を退出する時、必ず機械警備をセットしてください。
- ・ 玄関の鍵・機械警備カードは、所定のキーボックスに返却してください。
複数団体が同時時間帯に利用される場合は、キーが不足することもありますので、学校の指示に従い、利用責任者間で受渡をする等、調整してください。
- ・ 任意ですが、スポーツ保険の加入をおすすめいたします。
- ・ **学校内のAED設置場所を必ずご確認ください。**
- ・ 喫煙は、敷地内全面厳禁とします。吸殻が見つければ、登録を抹消し、使用できなくなる場合があります
- ・ 飲食は禁止します。ただし、学習の一環としての調理実習ではこの限りではありません。
- ・ 出たゴミ等は、全て必ずお持ち帰りください。
- ・ 利用終了時間は、次の利用団体の有無に関わらず、必ず守ってください。
- ・ 事故・けがは、設置者の責に帰すもの以外は、利用者の自己責任となります。
- ・ 施設や備品等の破損は、利用団体の責任となります。
- ・ 万が一、事故・けが・施設や備品等の破損があった場合は、速やかに学校へご連絡ください。
- ・ 緊急の学校行事等が入った場合、利用を中止させていただく場合もあります。ご了承ください。

以上、遵守されなかった場合、登録を抹消し使用できなくなる場合があります。